

令和元年第2回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

日時 令和元年 6月5日(水) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 島田 正芳
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	楮山 素伸		
総 務 部 長 兼 総 務 課 長	吉村 良昭	民 生 部 長 兼 こども支援課長	石橋 史生
事 業 部 長 兼 人権同和対策課長	堀川 雅央	教 育 次 長 兼 教育総務課長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	税 務 課 長	吉田 彰宏
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	辻井 弘至
産 業 課 長	溝本 貴宏	建 設 課 長 兼 農 政 課 長	池田 佳永
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁	生 涯 学 習 課 長	西田 淳二
会 計 管 理 者 職 務 代 理	中澤 章浩		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第1号 平成30年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 報告第2号 平成30年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）
- 第 6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）
- 第 7 議案第1号 安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第2号 安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第3号 安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第4号 令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について
- 第11 議案第5号 令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和元年第2回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は9名です。

定足数に達しております。

会議は成立いたしますので、これより本日の会議を開きます。

西本町長より挨拶がございます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

初夏の風の中、朝夕の涼しさは、大変快く感じられる今日このごろでございます。

また、今は田植えの時期でもあり、一年の中で一番活気のある時期でもございます。

まず、令和元年春の褒章におきまして、安堵町在住の池田一光氏が人命救助功績で、全国でただ一人、紅綬褒章を受章されました。加えて、内閣総理大臣感謝状を授与されましたことを御報告をしておきます。池田氏の功績は誠に偉大であり、心からお慶びを申し上げますところでございます。

そのような折、令和元年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

さて、今年は12年ごとの、4月の統一地方選挙と7月の参議院議員通常選挙が執行される選挙の年でもあります。

本町の投票区は、平成元年から8投票区で運用してまいりました。しかしながら、近年、期日前投票の周知がなされ、当日の投票者数が減少しているところでもございます。

そのような状況の中、町選挙管理委員会は、投票区ごとの有権者数とのバランスが取れな

いことなどから、現行から投票区を3つ減らして、5投票区に再編する見直しを行ったところでございます。この見直しにより、投票環境の改善と投票事務の効率化を図ることができると考えております。

それでは、本日、提案させていただきます案件でございます。

平成30年度繰越明許費繰越計算書についての報告が2件、令和元年度補正予算の専決処分が2件、条例の一部改正案件が3件、令和元年度補正予算が2件の合計9件でございます。

議員の皆様には御審議いただく前に、順を追って、案件の概略を申し述べます。

報告第1号は、3月定例会において承認をいただきました一般会計の6事業の繰越明許費について、繰越額が確定したため、平成30年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

報告第2号は、これにつきましても、3月定例会において承認をいただきました下水道事業の繰越明許費について、繰越額が確定したため、平成30年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

報告第3号は、前年度不歳入を補填する目的で、繰上充用金をもって財政処理を行うため専決処分をいたしました令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）を報告するものでございます。

報告第4号は、これにつきましても、前年度不歳入を補填する目的で、繰上充用金をもって財政処理を行うため専決処分をいたしました令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を報告するものでございます。

続きまして、議案第1号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に対応するため、安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

議案第2号は、平成31年4月1日に施行されました災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正に対応するため、安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第3号は、平成27年4月から、介護保険法の一部改正により保険料軽減を一部実施しておりますが、消費税率の10%への引き上げに伴い、低所得者の保険料の軽減措置が、追加されることに対応するための安堵町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

議案第4号の令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）については、消費税率10%への引き上げに伴う緩和及び軽減措置として、介護保険料の軽減強化、就学前の障害児の発達支援の無償化、幼児教育の無償化及びプレミアム付商品券事業が確定したための増額補正でございます。

次に、議案第5号は、令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について、消費税率10%への引き上げに伴う介護保険料の軽減強化に伴う、財

源更正でございます。

以上、簡単に説明をさせていただきました。

詳細は、その都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 町長の挨拶が終わりました。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、3番 三浦博議員、4番 山岡敏議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より14日までの10日間にしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から14日までの10日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号「平成30年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課 富井でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「平成30年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明をさせていただきます。

それでは、議案書2ページをお開きください。

平成30年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書でございますが、3月定例会におきまして、平成30年度から翌年度への繰越明許費について御承認をいただきました6事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し議会に御報告するものでございます。

それでは、各事業の財源内訳について、御説明をさせていただきます。

6款 商工費、1項 商工観光費、事業名は賑わい施設整備事業、金額は、議会におきまして御承認いただきました翌年度に繰り越して使用できる限度額でございますが、13,824千円、翌年度繰越額同額で財源は全額、一般財源をもって充てさせていただきます。

7款 土木費、1項 土木管理費、安堵町文化観光館整備事業、116,150千円、翌年度繰越額同額で、財源は町債97,300千円、残り18,850千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

続いて、2項 道路橋梁費、道路等整備事業29,500千円、翌年度繰越額同額で、財源は町債25,600千円、残り3,900千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

3項 都市計画費、窪田地区遊水地事業13,395千円、翌年度繰越額同額で、財源は全額一般財源をもって充てさせていただきます。

同項の下水道事業特別会計繰出金22,400千円、翌年度繰越額同額で、財源は全額一般財源をもって充てさせていただきます。

最後に、8款 消防費、1項 消防費、上水道事業企業会計繰出金12,005千円、翌年度繰越額同額で、財源は全額一般財源をもって充てさせていただきます。

合計金額207,274千円、翌年度繰越額同額で、未収入特定財源として町債122,900千円、残り84,374千円を一般財源をもって充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号

平成30年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成30年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和元年6月5日 報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。以上、御報告申し上げます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結します。

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第2号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」議題とします。

本件についての、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。廣瀬上下水道課長。

（廣瀬上下水道課長 登壇）

上下水道課長（廣瀬好郁） 改めまして、おはようございます。上下水道課 廣瀬でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」御説明させていただきます。

本件につきましては、3月定例会におきまして御承認をいただきました平成30年度下水道事業特別会計の繰越明許費につきまして、繰越額が確定しましたので地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、本議会におきまして報告を行うものでございます。

内容といたしましては、公共下水道工事におきまして、事業の完了が翌年度となるため、繰越を行ったものでございます。

それでは、2ページ目、繰越計算書をよろしくお願いいたします。

平成30年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1款 下水道事業費、2項 下水道建設費、事業名 公共下水道事業、金額22,400千円に対しまして、翌年度繰越額が同額の22,400千円でございます。

その財源といたしまして、一般財源を充てさせていただきます。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

報告第2号

平成30年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、平成30年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和元年6月5日 報告

安堵町長 西本 安博

上下水道課長（廣瀬好郁） 以上、御報告させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終結します。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） おはようございます。住民課 増田でございます。

よろしくお願いいたします。

報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）について）」説明させていただきます。

本補正につきましては、平成30年度安堵町国民健康保険特別会計決算において、累積の赤字6,458万1,000円の不足を補填するため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和元年度国民健康保険特別会計において前年度繰上充用金として同額の6,458万1,000円の増額補正を行うものでございます。

また、平成30年度会計の出納閉鎖までに、歳入不足の補填処理を行わなければならない、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年5月31日の専決処分とさせていただき、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書9ページをお願いします。歳出の部。

8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、目1 前年度繰上充用金で64,581千円の増額。

これは、平成30年度国民健康保険特別会計の累積赤字の補填分でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

歳入の部。

6 款 諸収入、1 項 雑入、目 4 歳入欠かん補てん収入をもって全額当てさせていただきます。以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第 3 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度安堵町国民健康保険
特別会計補正予算（補正第 1 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）を、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和元年 6 月 5 日 報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 31 日 専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）

令和元年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ64,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,013,581千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月31日 専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正 歳入の部。

6款 諸収入、1項 雑入、補正前の額744千円、補正額64,581千円、計65,325千円。

歳入合計。補正前の額949,000千円、補正額64,581千円、計1,013,581千円。

次のページをお願いいたします。歳出の部。

8款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額64,581千円、計64,581千円。

歳出合計。補正前の額949,000千円、補正額64,581千円、計1,013,581千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。堀川人権同和対策課長。

（堀川人権同和対策課長 登壇）

人権同和対策課長（堀川雅央） 人権同和対策課 堀川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）」御説明させていただきます。

本補正につきましては、平成30年度住宅新築資金等貸付事業特別会計決算におきまして、累積赤字2,547万1,000円の不足を補填するため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和元年度住宅新築資金等貸付事業特別会計において、前年度繰上充用金として、同額の2,547万1,000円の増額補正を行うものでございます。

また、平成30年度会計の出納閉鎖までにこれを行わなければならない、地方自治法第17

9条第1項の規定に基づき、令和元年5月31日の専決処分とさせていただき、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、詳細につきまして、補正予算書により御説明をさせていただきます。

補正予算書9ページ、10ページをお願いいたします。歳出の部。

3款 前年度繰上充用金、1項 前年度繰上充用金、目1 前年度繰上充用金で25,471千円の増額。

これは、平成30年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の累積赤字の補填分でございます。

この財源といたしまして、7ページ、8ページをお願いいたします。歳入の部。

2款 諸収入、2項 雑入、目2 歳入欠かん補てん収入をもって、全額充てさせていただきます。以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和元年6月5日 報告

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（堀川雅央） 次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和元年5月31日 専決

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（堀川雅央） 補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）

令和元年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月31日 専決

安堵町長 西本 安博

人権同和対策課長（堀川雅央） 次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正 歳入の部。

2款 諸収入、2項 雑入、補正前の額303千円、補正額25,471千円、計25,774千円。

歳入合計。補正前の額1,341千円、補正額25,471千円、計26,812千円。

次のページをお願いいたします。歳出の部。

3款 前年度繰上充用金、3項 前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額25,471千円、計25,471千円。

歳出合計。補正前の額1,341千円、補正額25,471千円、計26,812千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決いたします。

これより、報告第4号を採決します。

お諮りします。

本案を、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第1号「安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」
議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務課長 登壇）

総務課長（吉村良昭） おはようございます。総務課 吉村でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を御説

明させていただきます。

本改正につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、安堵町個人情報保護条例において個人情報の経緯を明確化するとともに、特に配慮を要する個人情報として、要配慮個人情報の取り扱いを規定するための所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案書を4枚めくっていただきまして、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第2条第1項の個人情報におきまして、個人に関する情報を明確化し、DNAや指紋等の個人の身体的特徴を変換した符号や個人に割り当てられたパスポート番号、基礎年金番号などが個人識別符号として定義するものでございます。

また、第2号に要配慮個人情報を定義し、特に配慮を要するものとして、現状におきまして、原則、取り扱いの禁止を規定しております。

宗教、人種、犯罪歴などの4項目に、新たに病歴、心身の機能障害などの7項目を加えた11項目を、要配慮個人情報として明確化するものでございます。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第3号から第8号につきましては、第2号に要配慮個人情報が追加されたことによる、号ずれによるものでございます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第7条第2項では、個人情報で、原則、取り扱いを禁止されていた情報を要配慮個人情報として情報の収集を制限するものでございます。

第8条第5号では、個人情報取り扱い事務の目的の範囲を超えて個人情報を利用、または提供できる実施機関に、国、独立行政法人、他の地方公共団体、地方独立行政法人を追加するものでございます。

なお、この条例改正に関連いたしまして、安堵町情報公開条例の一部の改正が生じましたので、附則で改正を行っております。

最後のページ、安堵町情報公開条例の新旧対照表をお願いいたします。

第6条第2項におきまして、個人に関する情報に含まれるその他の記述について、明確化するものでございます。

なお、この条例の施行日は、令和元年9月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する

令和元年6月5日 提出

安堵町長 西本 安博

総務課長（吉村良昭） なお、本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。議審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） それでは、議案第1号について、提案理由の説明をしていただきました。
これより、質疑を行います。
質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、議案第1号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。
お座りください。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第2号「安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 住民課の増田でございます。改めまして、よろしくお願いいたします。

議案第2号「安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について」、それでは説明させていただきます。

本件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律「第8次地方分権一括法」が平成30年6月27日に公布され、一括改正のうち、災害弔慰金の支給等に関する法律が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、所要の条例を改正するものでございます。

これまで、法律により3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率を市町村の判断に基づき、貸付利率を設定できるように法律が改正されたことから、本町の災害援護資金の貸付利率及び償還方法等を改正し、返済負担の軽減及び被災者支援の充実を図るための条例改正でございます。

詳細につきまして、議案書の最後のページをお願いします。

新旧対照表をお願いいたします。

第14条の見出しを、（保証人及び利率）に改めさせていただき、同条に第1項を新たに加えることで、現行では、災害援護資金の貸付け時に必要とされていた保証人を立てずに貸付けを行うことができるようになります。

第2項で3%とされていた利率を、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は据置期間経過後、1.5%とすることで貸付けを受ける方の負担軽減を図ります。

更に、新たに加えた第3項では、保証人の連帯保証債務について規定しています。

第15条では、災害援護資金の償還方法に、月賦償還ができるように規定しています。

これらの改正によりまして、大規模災害時に被災者の生活再建の支援を図ってまいりたいと考えています。

なお、この条例の施行日は公布の日とさせていただき、改正後の第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により、被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適応します。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号

安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部
を改正する条例について

安堵町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年6月5日 提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第9 議案第3号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長(辻井弘至) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。辻井健康福祉課長。

(辻井健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長(辻井弘至) おはようございます。健康福祉課の辻井です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」御説明をさせていただきます。

本改正につきましては、令和元年10月より消費税率が10%に引き上げられることにより、低所得者の介護保険料負担の軽減を図るため、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表1ページ、2ページをお願いいたします。

第2条 保険料の改正でございます。

第2条第2項で、平成30年度から平成32年度を令和元年から令和2年と改め、35,500円を29,500円と改めるものでございます。

また、第2条第3項、第4項につきましては、軽減に伴う追加の改正でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第3号

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年6月5日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（辻井弘至） 次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） はい。起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） ただいま10時40分です。10時50分まで休憩いたします。

休 憩（午前10時40分）

再 開（午前10時50分）

議長（森田 瞳） 休憩に引き続き、再開いたします。

日程第10 議案第4号「令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」
議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課 富井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号「令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,934万2,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億374万円といたします。

補正理由につきましては、消費税10%への引き上げに伴い、国の緩和対策及び軽減措置を講ずるに係る経費につきまして、補正予算をお願いするものでございます。

まず、一つ目といたしましては、介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の介護保険料軽減強化に係る必要経費を増額補正するもので、保険料を軽減し保険料の不足を公費で補填するものでございます。

二つ目といたしましては、就学前の障害児の発達支援無償化及び幼児教育無償化に伴い、障害者福祉システム及び保育等使用料システムの改修が必要となり、係る必要経費を増額補正するものでございます。

三つ目といたしましては、同じく、低所得者及び0歳児から3歳児半までの子育て世帯の消費の影響を緩和し、消費喚起する目的のプレミアム商品券販売事業に係る必要経費を増額補正するものでございます。

それでは、補正予算書11、12ページを御覧ください。歳出についてでございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費で、介護保険特別会計への繰出しとして、低所得者保険料軽減繰出金として6,564千円。

続いて、無償化に伴う障害福祉電算システム修正委託として1,485千円、同じく、2項 児童福祉費で、保険料等電算システム修正委託として1,430千円の増額補正でございます。

次に、6款 商工費、1項 商工観光費、電算システム修正委託で4,541千円。プレミアム商品券の販売事業・事務委託として、14,547千円、その他諸経費を合わせまして、計19,863千円の増額補正でございます。

今回の補正につきましては、消費税増税に伴う国の対策であるため、財源は国から補償するものとされております。

次に、補正予算書7ページ、8ページ、御覧ください。歳入についてでございます。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金で、低所得者保険料軽減負担金として3,282千円の増額補正でございます。

次に、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金で、障害者総合支援事業費補助金として1,485千円。

次に、子ども・子育て支援事業費補助金として1,430千円、プレミアム付商品券事業費補助金として12,500千円、プレミアム付商品券事務費補助金として7,363千円の増額補正でございます。

次に、15款 県支出金、1項 県負担金で、低所得者保険料軽減負担金として1,641千円。

最後に、19款 繰越金、1項 繰越金で、1,641千円の繰越金の増額でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第4号

令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）を、別紙のとおり提出する。

令和元年6月5日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第4号

令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）

令和元年度安堵町一般会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29,342千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,303,740千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月5日 提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正 歳入の部。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額146,112千円、補正額3,282千円、計149,394千円。

2項 国庫補助金、補正前の額92,056千円、補正額22,778千円、計114,834千円。

15款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額97,622千円、補正額1,641千

円、計99,263千円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額18,417千円、補正額1,641千円、計20,058千円。

歳入合計。補正前の額3,274,398千円、補正額29,342千円、計3,303,740千円。

続きまして、3ページ、お願いいたします。歳出の部。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額593,475千円、補正額8,049千円、計601,524千円。

2項 児童福祉費、補正前の額326,760千円、補正額1,430千円、計328,190千円。

6款 商工費、1項 商工観光費、補正前の額17,456千円、補正額19,863千円、計37,319千円。

歳出合計。補正前の額3,274,398千円、補正額29,342千円、計3,303,740千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

以上でございます。御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第11 議案第5号「令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」議題といたします。
本案についての、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井健康福祉課長。

（辻井健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（辻井弘至） 健康福祉課の辻井です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号「令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、令和元年10月より消費税が10%に引き上げられることに伴いまして、低所得者への軽減拡充に伴う介護保険料の収入減による財源更正を行うものでございます。

それでは、補正予算書4ページ、5ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款 保険料、1項 介護保険料、これにつきまして、軽減拡充に伴い第1号被保険者の保険料の減により、△6,564千円でございます。

6款 繰入金、1項 一般会計繰入金でございます。

低所得者の保険料軽減により、一般会計より繰り入れを行います。

補正額としまして、6,564千円でございます。

それでは、議案書の方を朗読させていただきます。

議案第5号

令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を、別紙のとおり提出する。

令和元年6月5日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（辻井弘至） 補正予算書1ページの方をお願いいたします。

議案第5号

令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）

令和元年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月5日 提出

安堵町長 西本 安博

健康福祉課長（辻井弘至） 次のページ、2ページの方をお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正 歳入。

1款 保険料、1項 介護保険料、補正前の額183,496千円、補正額△6,564千円、計176,932千円。

6款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額106,892千円、補正額6,564千円、計113,456千円。

歳入合計。補正前の額770,200千円、補正額0円、計770,200千円。

以上でございます。

次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 「その他」ということで、若干、御説明を申し上げます。

本会期中に、6月の7日には総務産業建設常任委員会の開催、その後について、全員協議会の予定になっております。

また、6月の10日には、文教厚生常任委員会の予定を会期中にお願いしております。

今日、本日の議員打合せ会におきまして、御協議願いました事柄につきまして、両常任委員会の委員長には御内諾を得ておりますけれども、総務産業建設常任委員会のことにつきましては、今年度におきます議員派遣の内容の検討についてということ、そして文教厚生常任委員会の方につきましては、今、私どもの議員の中から、大星議員が派遣させていただいております山辺・県北西部広域環境衛生組合の、その後の動きということ、順次、報告をいただきたいと思います。

そして、それに関わることでございますけれども、当安堵町の美化センターで候補地として予定されております積み替えの今の現状、どの程度まで各3町がですね、話し合いの協議を持たれているかという、今の現状をお聞かせ願ひ、勉強したいと。

また、先だっても、この積み替え作業と同時に、分別化のことにも協議に至りましたけれども、このゴミの分別化につきましても、どのように、今現在、進んでおるかということにつきましても、いろいろと行政の方からも御指導を仰ぎたいということ。

この辺につきましても、この文教厚生常任委員会、また総務産業建設常任委員会でもって

進めてまいっていただきたいと、両委員長に御了解を賜っておりますので、付け加えさせていただきます。

行政の方につきましては、一つ、御説明の方、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、明日6日、午前10時開会、一般質問を予定しております。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会

午前11時12分
